各種戦略等について

(ICT街づくり・個人番号カード関連)

- ■経済財政運営と改革の基本方針2015
- ■日本再興戦略 改訂2015
- ■世界最先端IT国家創造宣言
- ■地方創生IT利活用促進プラン
- ■まち・ひと・しごと創生基本方針2015

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)

第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

- 1. 我が国の体財力の強化と未来社会を見据えた改革
 - [3]イノベーション・ナショナルシステムの実現、IT・ロボットによる産業構造改革

(IT・ロボットによる産業構造の改革)

「世界最高水準のIT利活用社会」の実現に向け、「世界最先端IT国家創造宣言」に基づく施策を着実に進める。AI、ビッグデータ、Io Tの進化等により全ての産業で産業構造の変革が生じる可能性がある中、データを活用した新たなビジネスモデルの創出など社会変革 を促すことが必要。

加えて、世界一安全なサイバー空間の実現や、公衆無線LAN、自動翻訳等による属性に応じた情報提供、4K・8Kなどの高度な映像サービスの実現等による社会全体のIT化とともに、未来の産業や社会変革を見据えた研究開発を推進する。

人々の暮らし、社会を劇的に変えるロボット革命を推進する。ロボット革命イニシアティブ協議会での活動も通じ、業界横断、府省庁横断で、社会実装を加速化する。

<u>I Tによる地域活性化を図るため</u>、クラウド、テレワーク、遠隔医療・教育等を通じた就労環境や地域産業の生産性向上を図り、<u>優良</u> 事例の全国展開を推進する。また、「地方創生IT利活用促進プラン」に基づき、政府CIO等による人材支援、ふるさとテレワーク推進、ベンチャーのスタートアップ促進等に取り組む。

個人番号カード、電子私書箱等を活用したワンストップサービスや政府調達の全工程の電子化等を通じ、公共サービスの改革を進める。 平成27年通常国会に提出した改正個人情報保護法において導入される匿名加工情報を活用するとともに、その適正な運用を監督する個人情報保護委員会の体制強化を進める。

- 3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化
 - [1]まち・ひと・しごとの創生

(地方創生の政策パッケージの推進と地方への多様な支援)

今後、地方創生の取組を一層加速させるため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」に基づき、しごとの創生、ひとの創生、まちの創生の政策パッケージを推進する。

- 4. 歳出改革等の考え方・アプローチ
 - 「Ⅲ〕公共サービスのイノベーション

(公共サービスに関わる業務の簡素化・標準化)

- ・地方創生IT利活用推進会議等の取組を通じて、地方創生に資する I T利活用を強力に推進する。
- ・マイナンバー制度を有効活用し、質の高い公共サービスを効率的に提供する優良事例を全国に展開する。

日本再興戦略 改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン

- 5. 世界最高水準のIT社会の実現
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ
 - ②マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化

(前略) さらに、**マイナンバー制度における官民連携を実現する認証連携のための枠組みについて検討**を行い、本年中を目途に 取組方針を策定する。

- ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用
 - ① マイナンバー利活用範囲の拡大

マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、来年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。さらに、在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

来年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員 証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の 防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。加えて、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。自動車検査登録事務では、2017年度のワンストップサービスの抜本拡大に合わせ、全都道府県が共同利用できるシステムを構築し、必要な制度上の措置を講ずることにより、提出書類の合理化等を図る。また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。さらに、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

日本再興戦略 改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン

③ 個人番号カードによる公的資格確認

2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

<u>④ マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供</u>

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

⑤ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

<u>⑥ 年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化</u>

国民の利便性の向上及びマイナンバー制度の利用促進等のため、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」(平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム)を着実に実施する。具体的には、国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック免除申請の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続きの簡素化等を実施していく。また、法人の利便性向上の観点から、マイナンバーの利用開始にあわせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組を構築する等の取組を行う。

日本再興戦略 改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン

- 5. 世界最高水準のIT社会の実現
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
- iv) 地方創生に資する I T利活用の促進

地方公共団体による「地方版総合戦略」の策定・実行に必要なITの効果的な導入方針や国の支援方針を定めた「地方創生IT利活用促進プラン」(平成27年6月30日IT総合戦略本部決定)に基づき、(中略)IT利活用の推進による雇用創出や産業活性化を促進する。

また、ICT街づくりの実証プロジェクトにおいて得られた成果(成功モデル)等のうち、具体的な成果が上がっている又は今後の普及展開が見込める分野(鳥獣被害対策、林業、個人番号カードの利活用等)について、受益者の範囲や事業性を踏まえた重点化を図り、自立的・持続的な事業運営(事業化)の構築を促すことにより、普及展開の状況を踏まえて国としての関与は順次縮小を図りつ、2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む。)への成功モデルの自立的な普及展開を目指す。

二. 産業市場創造プラン

テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸

- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - ① 医療・介護等分野におけるICT化の徹底

本年10月よりマイナンバーが全国民に通知され、マイナンバー制度が開始される。医療等分野においても、これを契機に、国民が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように十分な情報セキュリティ対策を講じた上でICT化を強力に推進する。このため、以下の4分野について、2020年までの5年間に施策を集中的に実施する。

・マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入 公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入する こととし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進する。

具体的にはまず、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、医療機関の窓口において個人番号 カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築する。また、地域の医療情報連携 や研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報取扱いルールについて検討を行い、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始し、2020年までに本格運用を目指す。

世界最先端|| 国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

- 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- (1) 新たなIT利活用環境の整備

そのため(中略)**マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化**、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。特に、**電子行政サービスにおける認証の在り方については、スマートフォンやタブレット端末、テレビ等を通じたITの利活用**を念頭に、本人確認手続規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシーほぼ、本人確認の正確性の担保との両立を図るオンライン利用を前提とした本人確認手続き等の見直しについて検討を進める。

- 2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- (1) 地方創生IT利活用促進プランの推進

(前略) さらに、ICT 街づくり推進事業などの実証プロジェクトにおいて得られた成果や地方創生に資する先進的な地域情報化の 先進事例(成功モデル)のうち、①具体的な成果が上がっている分野、②今後の普及展開が見込める分野について受益者の範囲や事業性の観点を踏まえて重点化して普及展開を推進するとともに、マイナンバー制度の導入による公的個人認証サービス等も活用し、自立的・持続的な事業運営(事業化)を目指す。

- 3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
- (1)適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 さらに、マイナンバー制度のインフラを活用して、**医療機関の窓口において、医療保険資格をオンラインで確認できるシステム** を整備することにより、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする仕組みを整備する。加えて、オンライン資格確認の基盤を活用して、医療等分野に用いる番号を早期に導入する。

世界最先端|| 国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

- 4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会
- (1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用
 - ① マイナンバー利活用範囲の拡大

マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、2016 年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019 年通常国会をめどに必要な法制上の措置を講ずる。旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019 年通常国会をめどに必要な法制上の措置等を講ずる。更に、在留屆など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019 年通常国会をめどに必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

2016 年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証 や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017 年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用。やATM 等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017 年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017 年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019 年中の利用 者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議。を進める。自動車検査登録事務では、 2017 年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。 また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、 戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在 留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019 年度中の開始を目指し、 検討を進める。

世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

③ 個人番号カードの普及・利活用の促進

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017 年 1 月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

④ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017 年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017 年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

⑤ 法人番号の利活用の推進

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める。

- (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供
 - (略)オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、**スマートフォンやタブレット端末**など適切なチャネルでサービスを提供する。
- (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

国民にとって有益で、かつ利便性の高い行政を実現することで経済成長を促進するため、IT 総合戦略本部e ガバメント閣僚会議の下に、政府CIO を主査とする「国・地方IT 化・BPR 推進チーム」を2015 年4月に設置し、「e ガバメント閣僚会議 国・地方IT 化・BPR 推進チーム第一次報告」(2015 年6月国・地方IT 化・BPR 推進チーム)を取りまとめたところ、これを踏まえ、推進することとしている。具体的には、2017 年7 月の地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始以降、マイナンバー制度を活用した子育てワンストップサービスの検討を進めるなど、行政サービスのオンライン改革を進める。また、来所・紙を前提とした業務プロセスを見直し、組織横断でのサービス設計を行っていくことにより、各府省個別業務の効率化・省力化、行政サービスの改善等に向けた業務改革を進め、政府情報システムに関する運用コストを削減するとともに、公務の能率化に取り組む。

その他の政府方針

地方創生IT利活用促進プラン(平成27年6月30日IT総合戦略本部決定)

- (1) 地方公共団体等によるIT利活用を促進するための情報共有基盤の整備(地方公共団体等の取組共有とガイドライン等の整備(導入の手引き))関係
- ②IT利活用促進に向けた分野別の取組事例の提示と支援施策の推進
- <農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等>
 - ・(前略)また、<u>ICT街づくり推進事業などの実証プロジェクトにおいて得られた成果</u>や地方創生に資する先進的な地域情報化の優良事例(成功モデル)のうち、①具体的な成果が上がっている分野(鳥獣被害対策、林業、個人番号カードの利活用等)、②今後の普及展開が見込める分野について、受益者の範囲や事業性の観点を踏まえて重点化して普及展開を推進するとともに、マイナンバー制度の導入による公的個人認証サービスなども活用し、自立的・持続的な事業運営(事業化)を目指す。
 - 農林水産業、観光業におけるIT利活用に係る取組としては、例えば、次のような分野が考えられる。

【農林水産業分野】

- ➤ 農業の6次産業化、スマート農業の推進、農地利活用に係るIT利活用、<u>鳥獣被害対策に係るIT利活用</u>
- ➤ 水産業へのIT利活用(マリンIT)、**林業におけるIT利活用(森林資源量の把握におけるIT利活用等)**

まち・ひと・しごと創生基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)

- 1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- (1) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- ④地方創生IT利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上 地域における産業の活性化と生活の質の向上に当たっては、**情報通信技術(IT)が有効な手段**であり、「地方 **創生IT利活用促進プラン」に基づき**、変革意欲のある地方公共団体に対して、**持続可能で挑戦的な取組を支援し、 全国展開**する。

【具体的取組】

- ◎情報共有基盤の整備によるIT利活用事例の横展開等
 - ・ 国や地方公共団体等間におけるIT利活用の取組を共有し、意見交換ができる場を構築する。これにより、 **鳥獣被害対策等の優良なIT利活用事例の横展開**や、IT利活用に必要なガイドライン等の普及展開等を推進する。